

1 定義

屋内にあるタンク（地下タンク、簡易タンク、移動タンクを除く。）において危険物を貯蔵し、又は取扱う貯蔵所

2 技術基準の適用

屋内タンク貯蔵所は、貯蔵する危険物の種類、貯蔵形態等に応じ、危令第 12 条及び危則の基準が次のように適用される。

区分	危令第 12 条	危則
平屋建の建築物に設置するもの	第 1 項	
アルキルアルミニウム等	第 1 項+第 3 項	第 22 条の 7、 第 22 条の 8
アセトアルデヒド等	第 1 項+第 3 項	第 22 条の 7、 第 22 条の 9
ヒドロキシルアミン等	第 1 項+第 3 項	第 22 条の 7、 第 22 条の 10
平屋建以外の建築物に設置するもの	第 2 項	

3 貯蔵量

屋内タンク貯蔵所の貯蔵最大量とは、一のタンク専用室内にある容量の合計量をいうものであること。したがって、指定数量未満の危険物を貯蔵するタンクが 2 以上ある場合であっても、その量の合計が指定数量以上である場合は、屋内タンク貯蔵所に該当する。

4 位置、構造及び設備の基準

(1) 標識、掲示板

標識、掲示板の掲出位置、材質及び表示方法は、「◇3 製造所」の例によること。

(2) 通気管

アルコール類を貯蔵する屋内タンクには、危則第 20 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に適合した同条第 1 項第 2 号の大気弁付通気管を設置することは差支えない（昭和 37 年 10 月 19 日自消内予発第 108 号）。また、引火防止装置は「◇3 製造所」5(21)オカの例によること。

(3) 自動表示装置等★

ア 危令第 12 条第 1 項に規定する屋内タンク貯蔵所であって、第 9 号に規定する注入口付近においてタンク内の危険物の量を自動的に感知することができないものにあつては、注入口付近にタンク内の危険物の量を容易に感知することができる装置を設けるよう指導する。

イ 危令第 12 条第 2 項第 2 号に規定する「注入口付近に設ける危険物の量を容易に感知することができる場合には、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等が該当する。（昭和 46 年 7 月 27 日消防予第 106 号）

(4) ポンプ設備★

屋内タンク貯蔵所のポンプ設備は、危令第 12 条第 1 項第 9 号の 2 及び第 2 項第 2 号の 2 の規定並びに、別表「屋内タンク貯蔵所におけるポンプ設備の設置基準」によるほか、次により指導する。

ア ポンプ設備の周囲には、点検・修理等のために適当な空間を保有すること。

イ ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合で、タンク専用室にせきを設けたときは、せきの内側（屋内貯蔵タンクの存する側をいう。）には、ポンプ設備を設けないこと。

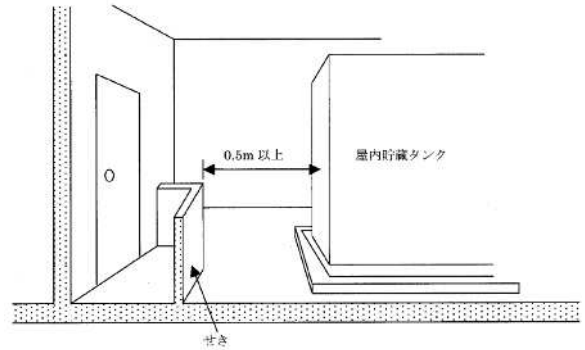
(5) 危険物が浸透しない構造

危令第 12 条第 1 項第 16 号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、「◇3 製造所」の例によること。

(6) 出入口のしきい等

ア 危令第 12 条第 1 項第 17 号に規定により設けるしきいで、貯蔵する危険物の全量を収容することができないものにあつては、当該危険物の全量を収容できるしきいの高さとするか、又はこれに代わるせきを設けるよう指導する。この場合、せきは鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリートブロック造とするほか、当該

せきと屋内貯蔵タンクとの間に 0.5m 以上の間隔を保つよう指導する。★



せきを設ける例

イ 危令第 12 条第 2 項第 8 号に規定される屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造とは、出入口のしきいの高さを高くするか又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法で、タンク専用室内に収納されている危険物の全容量が収納できるものであること。（昭和 46 年 7 月 27 日消防予第 106 号）

ウ 建築物の地下部分に屋内タンク貯蔵所を設け、タンク専用室内の上部にマンホールを設け出入口とした場合、「随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備」として認められない。（平成 5 年 8 月 5 日消第 4277 号県質疑資料）

(7) タンクの固定★

タンクは、堅固な基礎の上にアンカーボルト等で固定するよう指導する。

(8) 平屋建の建築物に設置するもの

ア タンク専用室

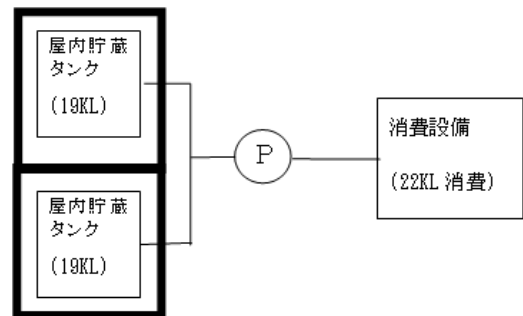
タンク専用室には、タンク及びタンクに接続される配管その他の付属設備並びに消火器等の保安のための設備は設置しても差支えないが、その他のものは設置してはならない。

イ 窓

タンク専用室の壁に開口部を設ける場合にあっては、その位置を敷居の高さ以上の高さとする。

(9) 平屋建以外の建築物において、複数のタンクに 1 基のポンプ設備設置する場合

複数の屋内タンク貯蔵所のうちの 1 基の代表タンクの付属設備としてポンプ設備（ポンプ設備の取扱数量は、1 基の屋内タンク貯蔵所の貯蔵量を超える。）を設置してもよい。



5 危険物から除外される動植物油類の屋内貯蔵タンク

危則第 1 条の 3 第 7 項第 1 号に規定する「常温で貯蔵保管」については、「◇5 屋外タンク貯蔵所審査基準」4(5)の例によること。

◇6 屋内タンク貯蔵所

屋内タンク貯蔵所におけるポンプ設備の設置基準

ポンプ設備の設置種別		ポンプ室等の構造				ポンプ室等の設備		
		壁、柱、床及びはり	屋根の構造	窓・出入口	流出防止措置	ポンプ設備の固定方法	採光・照明	換気・排出
タンク専用室の存在する建築物以外の場所に設けるポンプ設備	ポンプ室内設置	不燃材料	不燃材料とし、軽量な金属等の不燃材料でふく。	窓は網入りガラス、出入口は防火設備	20cm以上の不燃材の囲い、不浸透(コンクリート等)、傾斜・貯留設備を設ける。	アンカーボルト等により堅固な基礎の上に固定する。	採光は照明により代替もできる。	「◇15換気設備等審査基準」による。
	ポンプ室外設置	—	—	—	ポンプ設備直下の地盤の周囲に15cm以上の囲い、不浸透(コンクリート等)、傾斜・貯留設備・油分離装置	同上	—	—
タンク専用室の存在する建築物に設けるポンプ設備(屋内設置)	平屋建ての建築物内に設ける屋内貯蔵タンクのポンプ設備に設置	不燃材料	不燃材料とし、軽量な金属等の不燃材料でふく。	窓は網入りガラス、出入口は防火設備	20cm以上の不燃材の囲い、不浸透(コンクリート等)、傾斜・貯留設備を設置する。	同上	採光は照明により代替もできる。	「◇15換気設備等審査基準」による。
	タンク専用室内に設置	耐火構造 はり是不燃材料(引火点70度以上の第4類は壁、柱、床を不燃材料とできる。)	不燃材料とし、天井を設けないこと。	窓は網入りガラス、出入口は防火設備、延焼のおそれのある部分は、自閉式の特定防火設備・壁に窓は設けられない。	出入口のしきいの高さ(20cm)以上の不燃材料で囲うかポンプの基礎の高さをしきい以上の高さとする。不浸透(コンクリート等)、傾斜・貯留設備を設置する。	同上	同上	同上
	タンク専用室以外の場所に設置	耐火構造	上階の床は耐火構造、屋根は不燃材料(天井は不可)	窓は設けない。自閉式の特定防火設備	20cm以上の不燃材の囲い、不浸透(コンクリート等)、傾斜・貯留設備を設置する。	同上	同上	「◇15換気設備等審査基準」による。ダンパーを設置する。
	タンク専用室内に設置	同上	同上	同上	20cm以上の不燃材の囲い等による危険物の流出防止措置をする。	同上	同上	同上

※ 引火点 21 度未満の第 4 類の危険物を取扱うポンプ設備には、見やすい位置に掲示板を設けること。